

# 第3部 資料編

## 第1章 各種委員会等の設置

### 1 霧島市高齢者施策委員会設置要綱

平成30年6月25日  
告示第137号

(設置)

第1条 本市の高齢者福祉施策、介護保険事業等に関する計画の策定、霧島市地域包括支援センターの運営、地域密着型介護サービス事業所の指定等地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な推進を図るため、霧島市高齢者施策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 霧島市高齢者福祉計画及び霧島市介護保険事業計画の策定並びに進捗管理に関すること。
- (2) 霧島市地域包括支援センターの管理及び運営に関すること。
- (3) 地域密着型介護サービスの運営等に関すること。
- (4) 地域支援事業及び保健福祉事業の実施に関する企画提言に関すること。
- (5) その他高齢者施策及び介護保険事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充て、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、霧島市高齢者福祉計画及び霧島市介護保険事業計画の計画期間である3年間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部長寿・障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区分	職・所属・団体の名称等
保健医療関係者	医師会代表
	歯科医師会代表
	薬剤師会代表
	理学療法士・作業療法士代表
福祉関係者	社会福祉法人代表
	社会福祉協議会代表
	地域密着型サービス事業者代表
	介護支援専門員協議会代表
	総合事業事業者代表
	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー代表
	民生委員児童委員代表
市民代表	老人クラブ代表
	介護保険被保険者代表
学識経験者	大学教授等
	鹿児島県始良・伊佐地域振興局代表

## 2 霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会設置規程

平成17年11月7日

訓令第21号

(設置)

第1条 霧島市高齢者福祉計画原案（以下「高齢者福祉計画原案」という。）及び霧島市介護保険事業計画原案（以下「介護保険事業計画原案」という。）並びに霧島市地域介護・福祉空間整備計画原案（以下「福祉空間整備計画原案」という。）を作成するため、霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 高齢者福祉計画原案に関する事。
- (2) 介護保険事業計画原案に関する事。
- (3) 介護保険事業の運営に関する事。
- (4) 福祉空間整備計画原案に関する事。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員は、市長公室長、総務部長、企画部長、市民環境部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、消防局長、教育部長及び保健福祉政策課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 第2条の所掌事務に関する業務を円滑に推進するために、委員長が必要と認めた場合は、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、リーダー及びメンバーをもって組織する。

- 3 リーダーは長寿・障害福祉課長をもって充てる。
- 4 メンバーは、総務課長、企画政策課長、市民活動推進課長、農政畜産課長、商工振興課長、建設政策課長、消防局総務課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、保健福祉部長寿・障害福祉課において行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第12—2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日訓令第21号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月4日訓令第10号）

この訓令は、平成20年7月4日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月26日訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月26日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令第6号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月4日訓令第18号）

この訓令は、令和5年8月4日から施行する。

## 3 計画策定までの主な調査、会議等

年月日	名称
令和5年1月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者等実態調査（基礎調査）
令和5年7月27日	第1回霧島市高齢者施策委員会
令和5年8月4日～25日	事業所アンケート調査（介護人材実態調査含む）（独自調査） 居所変更実態調査（国推奨調査） 在宅生活改善調査（国推奨調査） 介護支援専門員調査（独自調査）
令和5年8月18日	第1回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和5年9月～10月	庁内関係課ヒアリング
令和5年10月5日	第10期高齢者福祉・第9期介護保険事業計画策定ワーキング会議
令和5年10月16日～27日	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー活動実績アンケート調査
令和5年11月2日	第2回霧島市高齢者施策委員会
令和5年11月21日	第2回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和5年12月26日	第3回霧島市高齢者施策委員会
令和6年1月15日～令和6年2月2日	パブリックコメント
令和6年2月8日	第3回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和6年3月26日	第4回霧島市高齢者施策委員会

## 第2章 独自調査等の概要

### 1 庁内関係課ヒアリング

対 象	安心安全課、地域政策課、市民活動推進課、環境衛生課、保健福祉政策課、こども・くらし相談センター、保険年金課、健康増進課、すこやか保健センター、農政畜産課、商工振興課、観光PR課、建築住宅課、社会教育課、消防局
目 的	本計画の策定にあたり、前期計画の取組状況と今後の取組について、関係課のグループ長・担当レベルのヒアリングを実施した。

## 2 第10期高齢者福祉・第9期介護保険事業計画策定ワーキング会議

令和5年10月5日、48名の関係者に御協力をいただき開催しました。「日頃の業務で感じている課題・困りごと・思い」「中山間地域の課題」「課題・困りごとに対して取り組みそうなこと」について、施策ごとに4つのグループに分かれグループワークを行いました。多くの御意見をいただき、以下のとおりにまとめました。網掛けは中山間地域に特化した課題となります。



課題・困りごとに対して取り組みそうなこと ●総合計画に掲載 ○ワーキングの意見をもとに表記

基本事業	対象	役割やアイデア
介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりの充実	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活において、介護予防・フレイル予防に取り組みましょう</li> <li>●地域社会の一員として、地域のひろば等の地域活動に参加しましょう</li> <li>○毎年、特定健診や長寿健診を受診し健康管理に努めましょう</li> </ul>
	地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のひろば等に取り組みましょう</li> <li>○有償ボランティアの仕組みを作ってみましょう</li> </ul>
	行政各団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険ボランティアポイント事業の協力事業所に登録しましょう</li> <li>○学生などの課外授業で高齢者とのふれあいの場を作ってみましょう</li> <li>○すきま時間でボランティアができる仕組みづくり</li> <li>○霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの活躍</li> </ul>
高齢者の生活支援サービスの充実	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護サービスの利用について、モラルのある利用に心がけましょう</li> </ul>
	地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゴミ出しのルールについて地域で話し合ってみましょう</li> <li>○買い物移動支援に取り組んでみましょう</li> </ul>
	行政各団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シルバー人材センターの登録者数を増やしましょう</li> <li>○高齢者等でも利用できる低床バスなどの導入</li> <li>○デマンド交通（予約型の乗り合いタクシー）の広がり</li> <li>○ヘルパーの空き時間が分かる仕組みづくり</li> </ul>
住民参加と互いに支え合う地域福祉の推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「私のアルバム」などを活用し、自分のことや将来介護が必要となった後の生活で希望することなどを記録しておきましょう</li> <li>●「みまもりあいアプリ」を登録しましょう</li> <li>○認知症のことを理解しましょう</li> </ul>
	地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会等で、高齢者等の見守り活動や生活支援に取り組みましょう</li> <li>●医療・介護・福祉など様々な立場で、地域包括ケアシステムの構築に参画しましょう</li> <li>○持続可能な地域活動のために、地域活動の見直しをしましょう</li> <li>○地域にどんな人が住んでいるか把握しましょう</li> <li>○地域で介護者の負担軽減を話し合える場を作ってみましょう</li> <li>○わんわんパトロール、新聞配達など見守り活動に取り組んでみましょう</li> </ul>
	行政各団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者等の見守り活動や地域活動に取り組みましょう</li> <li>○消費者トラブルなどの注意喚起の情報提供を流しましょう</li> <li>○福祉有償運送の取組を検討してみましょう</li> <li>○ボランティア送迎保険など活用して、取り組んでみましょう</li> </ul>
社会保障制度の円滑な運営	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保障制度の趣旨を理解し、適正な利用や保険料（税）の納付に努めましょう</li> <li>○健康を意識し80歳までは身の回りのことができることを目指しましょう</li> <li>○介護人材不足、介護事業所不足があることを知しましょう</li> <li>○介護保険は必要な人が利用できる制度であることを認識しましょう</li> </ul>
	地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のひろば等で制度の説明など勉強会を行いましょう</li> <li>○どの年代でも「私のアルバム」などの作成を通じて介護や医療のことを考えてみましょう</li> <li>○学校の施設内で介護予防事業を取り組んでみては。</li> <li>○市民が地域で活躍できるよう、社会福祉協議会や介護事業所が連携する</li> <li>○住民の得意分野で授業に参加する</li> <li>○学校の施設内で介護予防事業を行う</li> <li>○職員の知り合いに施設の業務や軽作業を手伝ってもらう</li> </ul>
	行政各団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門職や関係機関は互いに連携しながら、地域と共に支え合いの基盤を作りましょう</li> <li>●介護サービス事業者は適切なサービス提供に努めましょう</li> <li>○市民に、要介護状態になることへの意識を働きかける</li> <li>○小学校や中学校の学習で、高齢者との交流や、医療や介護の職業の魅力を伝えましょう</li> <li>○中学生に対し、介護人材育成講座を行う</li> <li>○介護人材発掘のための補助金の創設</li> <li>○介護事業所内で人材育成を行ったり、ソーシャルワーカー養成校に職場の広報を行う</li> <li>○市のイベントで介護事業所の広報を行う</li> <li>○子育て中の人でもヘルパーができるようなシステムづくり</li> <li>○利用者と介護支援専門員をつなぐシステムの創設</li> </ul>



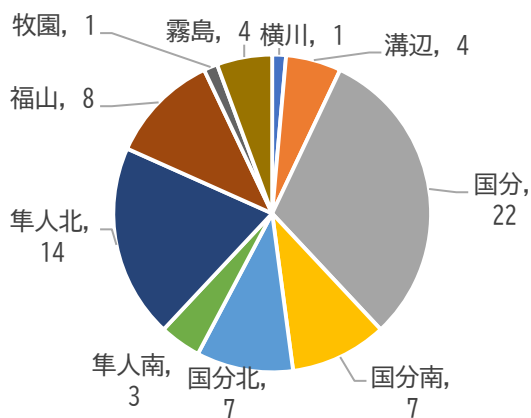
### 3 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー活動実績アンケート調査

霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーに対して、昨年度の相談内容や関係機関への連絡状況、連絡票の活用、班活動の状況のほか、まちかど介護相談所・まちかど丸ごと相談所の更なる活用のために必要だと思うことについて、アンケート調査を行いました。

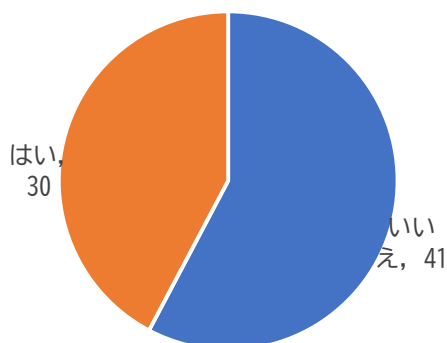
【調査概要】

調査地域	霧島市全域
調査対象	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー
調査期間	令和5年10月16日～27日
調査方法	LINEで通知・回答
回答者数	回答数71名（回答率100%）

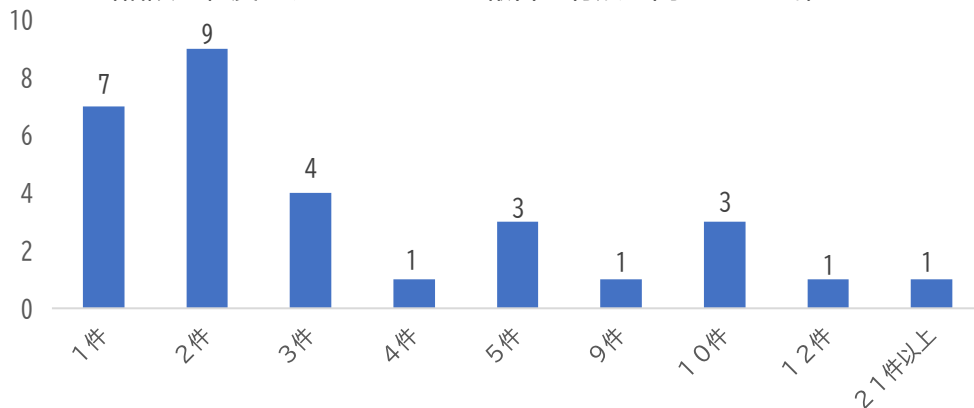
設問1（1）事業所がある日常生活圏域は、どちらになりますか。



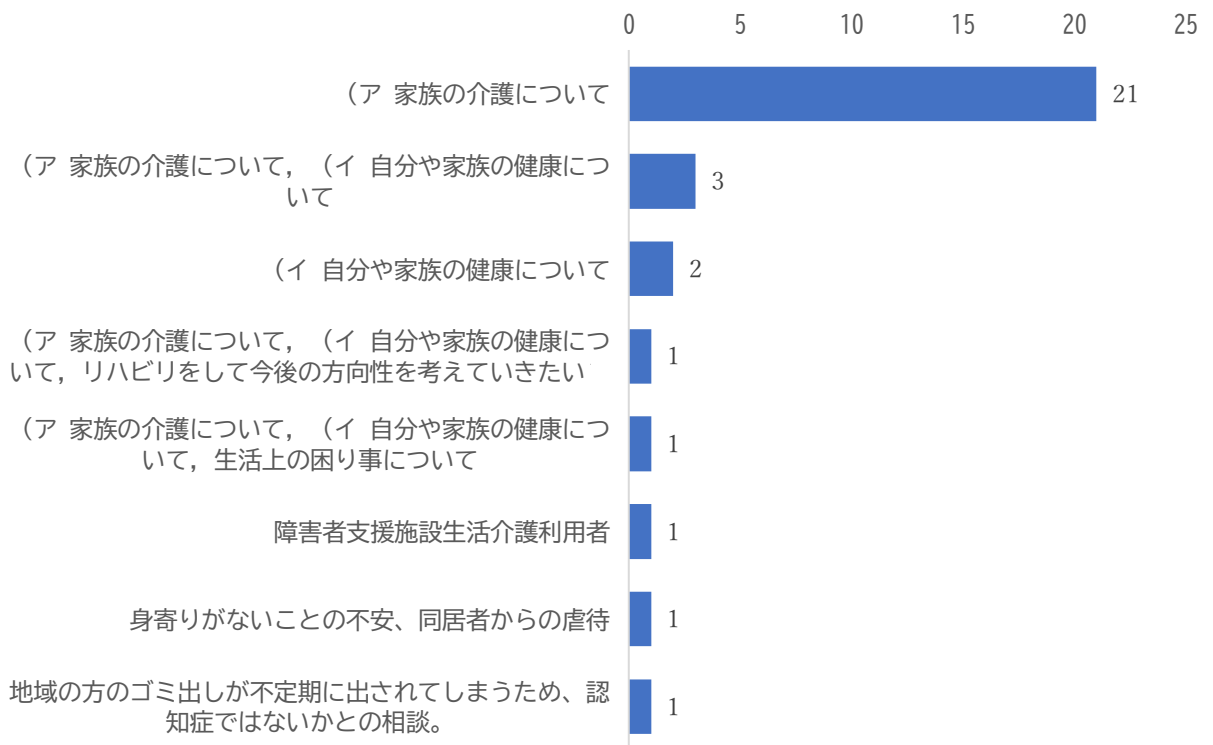
設問2（1）【昨年度】、地域の方から、介護等の相談を受けましたか？



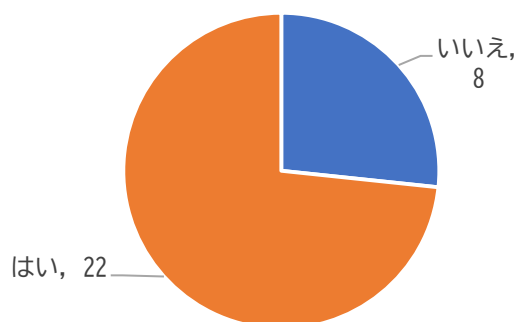
(2) (1) で、「はい」と答えた方にお聞きします。相談件数を教えてください。  
 (相談の程度や、センターへの報告の有無を問いません。)



(3) 相談はどのような内容でしたか。(複数回答可)



(4) 受けた相談内容から、適切な相談機関につながりましたか？



## 第3章 用語解説

## あ行

用語	解説
始良地区医師会	住民の健康増進を通して地域社会の医療・保健・福祉の更なる増進を図り社会に寄与することを目的として、霧島市、始良市、湧水町内の医療機関で構成された公益社団法人。
ACP	アドバンス・ケア・プランニング（「人生会議」）の略称。もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有すること。
NPO	NonProfitOrganizationの略で、「民間非営利組織」の意味。利潤を目的とせず社会的な活動を行う民間組織。法人格を得た団体をNPO法人（特定非営利団体）という。

## か行

用語	解説
介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。
介護給付	介護保険制度で要介護認定を受けた被保険者に対して行われる保険給付。
介護保険	40歳以上の人全員が被保険者（保険加入者）となり、保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則1割又は高額所得者は2割）を支払って介護サービスを利用する制度。
介護保険制度	加齢に伴い要介護状態又は要支援状態に陥ることを保険事故（この制度の保険料・税金で補助する生活上の出来事）とする保険制度の総称。社会保険の一つ（他には、年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険がある）。介護保険は、被保険者の要介護状態や要支援状態に応じて必要な保険給付（サービスの利用料を保険料・税金で補助すること）を行う。
介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことなど。
介護予防事業	高齢者が要介護状態にならないように、運動機能改善、口腔機能改善、栄養改善、閉じこもり防止、脳トレーニングなど日常生活の活動を高める事業。
介護予防・日常生活支援総合事業	市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成23(2011)年の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成26(2014)年の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメントがあり、基本チェックリストに該当する高齢者（事業対象者）や要支援1・2と認定された被保険者を対象とする。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行している。

用語	解説
介護療養型医療施設	要介護認定を受けた人で病症が安定期にあり、長期的に医学的管理やリハビリテーションを必要とする人が、医療専門家の下で介護、機能訓練、治療や日常生活上の世話を受けることができる施設。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	原則、要介護3以上の高齢者(65歳以上)が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、在宅での介護が困難な場合に入所できる施設。
介護老人保健施設	病状が安定しており、入院治療の必要がない要介護者が入所し、在宅復帰を目指して、医学的管理下における機能訓練や介護等その他必要な医療、日常生活上の世話を受けることができる施設。
かごしま共通乗車カード	鹿児島交通、大隈交通ネットワーク、いわさきバスネットワーク、南国交通、鹿児島市交通局、JR九州バス、霧島市ふれあいバスの各運行区間の路線バス及び路面電車を共通に利用できるカード。観光バスと県外への高速バスは対象外。
家族介護者交流会	認知症高齢者を介護している家族等が、悩みや喜びを語り合う場。
管理栄養士	栄養の指導を通して住民の健康維持・増進・疾病予防と治療の支援を行う者。
高齢者虐待	家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。高齢者の基本的な人権を侵害・蹂躪し心や身体に深い傷を負わせるもので、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」では、身体的虐待(身体拘束を含む)、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄(ネグレクト)、経済的虐待が定義されている。
共助	社会保険のような制度化された相互扶助。互いに助け合うこと。
協議体	各地区におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。
居宅介護支援	介護を必要とする方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランの作成や様々な介護サービス等の連絡・調整を行う。
居宅サービス (在宅サービス)	介護保険で居宅の要介護(要支援)者に行われるサービスで「訪問」「通い」「宿泊」の3つの柱があり、他に福祉用具貸与などがある。
居宅療養管理指導	通院が困難な要介護者等に対して、医師・歯科医師・薬剤師等が療養上の管理や指導のため、居宅を訪問してケアにあたるサービス。
霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー (LSW)	高齢者等が住み慣れた地域で、安全で安心し、望む暮らしを継続的に支援できる体制を構築するために平成24(2012)年度から本市が独自で養成した者。
霧島どんサポートの会	霧島市内に勤務する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士で構成する団体。
ケアプラン	要介護(要支援)認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門職の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。

用語	解説
ケアマネジメント	要介護（要支援）認定者等のサービス利用者の複数のニーズを充足させるため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	要介護（要支援）認定者からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるようサービス事業者等の連絡調整を行い、ケアプランを作成する専門的な知識・技術を有する者。
健康運動普及推進員	市が養成した地域で活動する健康づくりボランティア。市民の健康増進と体力向上のため、健康と運動の知識を普及し、日常生活の中に運動習慣を取り入れてもらうことを活動の目的とする。
健康増進計画	健康増進法の目的・理念を踏まえ、市民一人ひとりが主体的に健康・生きがいづくりに取り組み、市民、地域、行政が一体となって生涯を通じた健康・生きがいづくりを推進していくための計画。
言語聴覚士	言語によるコミュニケーションに障害のある人に対応し、対処法を見出すために様々なテストや検査を実施し、評価を行った上で、専門的な知識に基づいた訓練や指導、助言等を行う。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
後期高齢者	高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上の人。
高齢者世話付住宅 （シルバーハウジング）	60歳以上の人々が地域の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮された住宅。緊急通報システムを設置するなど安全面での配慮を行うとともに、生活相談や団らん室を設けられており、牧園地区に20室整備されている。
互助	公的機関や専門職による制度に基づくサービス以外の相互扶助。たとえば、近隣の助け合いやボランティア等。
コミュニティ	お互いが信頼の絆で結ばれ、同時に相互作用が認められる人間集団。

## さ行

用語	解説
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護の切れ目のない仕組みを構築するため、市町村や医師会等職能団体が事業主体として実施する事業。事業主体（在宅医療・介護連携拠点事業者）は、地域の医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・介護支援専門員など多職種と協働して、地域の特性に応じた在宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供をめざすとともに、在宅医療・介護に関する普及・啓発を促進することを目的に取り組む。
在宅サービス	在宅で生活する要支援・要介護認定者に対して提供される家事、介護、食事、入浴などの介護保険法に基づくサービス。
作業療法士（OT）	障害や高齢・発達・精神等、あらゆる方へ「作業」を治療媒体としリハビリテーションを実施する。作業は生活や生きていくために繰り返し行われるもので、それらを分析し訓練していくことで「人生の質の向上」を図る。

用語	解説
サロン	互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。
歯科衛生士	歯科予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導等を行う歯科医療職。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 ※「隣保協同の精神」とは、となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合うこと。
施設サービス	要介護認定者が、在宅での介護が困難となった時に、介護又は治療を中心として利用できるサービスで、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設がある。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置され、住民の福祉の向上を目指して福祉事業の調査、企画、助成、普及等、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている組織。
住宅改修	介護保険サービスの一つで、在宅の要介護（要支援）認定者が自宅等の小規模な改修（手すりの取り付け、段差解消、床・路面材の変更等）ができる。限度額は20万円。
障がい者計画	障害者基本法（昭和45年第84号）第11条第3項に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な計画で、保健、医療、福祉、教育、就労及び啓発・広報に関する基本的な事項を定めた計画。
消費生活センター	事業者に対する商品、サービス、消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を消費生活相談員が専門的知見に基づいて公正な立場で苦情の処理、あっせん等を行う機関。
消費生活相談員	事業者に対する商品、サービス、消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を受け、専門的知見に基づき公正な立場で苦情の処理やあっせん、助言等を行う。
食生活改善推進員	食を通した健康づくりを積極的に推進する地域ボランティア。
シルバー人材センター	雇用関係のない臨時的かつ短期的な就業を希望する会員に、センターが請負又は委任の形で引き受けた仕事を、能力や希望に応じて提供することで、高齢者の就業機会の確保や高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与することを目的とした公益社団法人。
生活支援コーディネーター	地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たし、高齢者等の必要性に応じた支援を行う地域拠点に配置される人材。
生活支援体制整備事業	「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等（「生活支援体制整備事業」）を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるような取組を積極的に進める事業のこと。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングなどの取組、を総合的に推進する。

用語	解説
生活支援ハウス	自立して生活することに不安を感じている高齢者を対象に、居住の場を提供するもので、公営住宅とは違い、生活援助員が24時間常駐し緊急時の対応にあたるとともに、介護サービス、保健福祉サービスの利用手続きの援助、地域との交流の場の提供、確保等に努めるもの。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患。

## た行

用語	解説
団塊の世代	第1次ベビーブームである昭和22(1947)年から昭和24(1949)年に出生した世代を指し、広い定義では、昭和21(1946)年から昭和29(1954)年までに生まれた世代。
短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	介護者が病気などの理由で介護できなくなった場合、短期間施設に入所して、家庭介護を支援する。その他、介護方法の相談、指導、訓練などのために利用することもできる。
地域ケア会議	高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実(在宅生活の限界点の引き上げ)とそれを支える社会基盤の整備(地域づくり)を同時に図っていく会議。
地域支援事業	被保険者が要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために行う事業。①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業の3事業で構成。
地域資源	元々、対象の人が持っている(あるいは持っていた)地域での暮らしの中での関係するあらゆるもの。
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護が必要になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて、継続的かつ包括的にケアすること。
地域包括ケアシステム	介護が必要となっても住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう”医療・介護・予防・生活支援・住まい“を包括的かつ継続的に提供するシステム。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護認定者について、地域密着型サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
地域密着型サービス	市が指定・指導・監査ができ、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援を行うサービスで、地域に密着し、地域とのつながりを大切にした介護サービスを提供する。小規模多機能ホームやグループホームなどがある。

用語	解説
地域密着型サービス事業者連合会	市内の地域密着型サービス事業所で組織する任意の団体。市と協働して高齢者福祉・介護保険施策の検証や検討また、実践をしている。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員 29 人以下の介護専用型の有料老人ホーム等で、入居している要介護者について、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、食事、排せつ等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。
地域見守り支援員	民生委員等と連携し、一人暮らしや寝たきりの高齢者や障害者等に対し、声かけ・安否確認などの見守り活動をする者。
チームオレンジ	認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。
通所介護（デイサービス）	在宅の要介護者等をデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関等に日帰りで通い、食事・入浴の提供や医学的管理のもとで理学療法士（PT）や作業療法士（OT）による機能訓練を受けるサービス。
出前講座	介護保険や高齢者福祉など、メニューに応じて、市役所職員等が出向いて市政に対して理解を深めてもらう講座。市内に在住又は市内に通勤通学されている方で 10 人以上のグループ・団体が対象。
デマンド交通	タクシーの利便性とバス並みの料金を目指した新たな交通システムであり、主な特徴として、「バスとタクシーの中間的な運行形態になる。」「利用者は、事前登録（利用者登録）と電話での事前予約が必要になる。」「乗り合せの運行になるので、予約状況によって運行時間が変動する。」などがある。
特定健康診査	医療保険者が、40 歳以上の加入者を対象として行う健康診査のこと。保険者が定める計画内容に基づき毎年度計画的に実施し、検査項目は、メタボリックシンドロームに着目したものとなっている。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス、老人ホーム等で食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービス。
特定保健指導	メタボリックシンドロームの発症と重症化の抑制を図り、医療費の適正化に結び付けることを目的とし、特定健康診査の結果により、発症リスクが高い対象者へ生活習慣の改善のための保健指導を行う。

## な行

用語	解説
日常生活圏域	市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設等の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
認知症	後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいう。アルツハイマー型と脳血管性の大きく二つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。



用語	解説
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、認知症について正しい理解を深めることができる集いの場。
認知症キャラバンメイト	認知症サポーターの育成、また「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体等への働きかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進し、地域のリーダー役を担い、「認知症サポーター養成講座」の講師を務めることができる者。
認知症ケアパス	認知症の人とその家族が地域の中で本来の生活を営むために、本人と家族及び地域医療・介護に従事する人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する者。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、国では「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を2015(平成27)年1月27日に策定し、同年、「認知症総合支援事業」が地域支援事業として位置づけられた。認知症総合支援事業では、保健・医療・福祉のさまざまな分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援や、認知症の人やその疑いのある人に対して、総合的な支援を行うもので、大きく分けて、認知症初期集中支援推進事業（できる限り早い段階からの支援）と、認知症地域支援・ケア向上事業（地域における医療・介護等の連携の推進）で構成されている。
グループホーム （認知症対応型共同生活介護）	地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練等を受けるサービス。
認知症対応型通所介護	地域密着型サービスの一つで、認知症の要介護者等が利用できる通所介護（デイサービス）。
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う者。霧島市地域包括支援センターに配置している。

## は行

用語	解説
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差などの物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で社会参加を困難にしている社会的、物理的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。
福祉用具貸与	車いす・特殊寝台・歩行器・マットレス等の福祉用具を貸与（レンタル）するサービス。

用語	解説
フレイル	厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」
訪問介護 (ホームヘルプ)	日常生活を営むことが困難な在宅の要介護者等に対して、ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介助などの日常生活上の世話をするサービス。
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要介護者等の家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で要介護者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービス。
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等が要介護者等の家庭へ訪問し、リハビリテーションを行うサービス。
保健師	厚生労働省認定の国家資格。市民に病気予防や健康増進、保健指導等を行う者。
保健福祉事業	地域支援事業のほか、介護者の支援や高齢者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業等。本市の場合、家族介護用品の支給、認知症高齢者早期発見の促進、配食サービスの事業を実施。

## ま行

用語	解説
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

## や行

用語	解説
有料老人ホーム	主に民間事業者が設置・運営する高齢者等を対象とした居住施設で、入浴・食事・排せつ等の介護、又は食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設。「介護付」、「住宅型」、「健康型」がある。
要介護者	要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6か月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。
要介護（要支援）認定	介護サービスを受けようとする人が、どのくらいの介護を必要としているかを判断するもので、本人の病気の重さと要介護度の重さが必ずしも一致しない場合がある。認定には「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」に区分される。

用語	解説
要支援者	要支援状態（加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。
養護老人ホーム	心身上、環境上又は経済的な理由から自宅で生活することが困難な低所得の高齢者が入所できる施設。介護・看護・食事の提供し、入浴・排せつ等の介助を行う。
予防給付	介護保険制度で要支援認定を受けた被保険者に対して行われる保険給付。

## ら行

用語	解説
理学療法士（PT）	リハビリテーションの実践や援助などを担当する人。病気やけが、老化や過度の運動などが原因で身体機能に障害を持つ人に対し、最新の技術と理論をもとに動作改善のための指導を行う。
老人クラブ	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体で、「老人クラブ連合会」は、各地域で結成された老人クラブで組織化された団体。

## わ行

用語	解説
私のアルバム	介護が必要となったときや認知症等で自分の意思や思いを伝えられなくなったとき、その人らしい生活が継続できる支援体制のこと。「私のアルバム」は自分らしい生活を送るために大切にしてきた出来事やこれからの希望をあらかじめ書き綴る本市独自の認知症ケアパス。

---

霧島市  
すこやか支えあいプラン2024  
(第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

---

発行年月日 令和6年(2024年)3月  
発行 鹿児島県 霧島市  
編集 霧島市 保健福祉部 長寿・障害福祉課  
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号  
TEL 0995-45-5111(代表) / FAX 0995-47-2522  
URL <http://www.city-kirishima.jp>

---